

公 告

下記の業務について、公募型プロポーザルを次のとおり行う。

平成 28 年 9 月 27 日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 原田 英之



記

1 業務概要

(1) 業務名

平成 28 年度 第 19 号 静岡県後期高齢者医療広域連合例規システム導入業務

(2) 業務目的

この業務は、静岡県後期高齢者医療広域連合の例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るため、迅速かつ正確な例規の制定、改正等を可能とするデータベースシステムの構築及び導入をするもの。

(3) 契約期間

平成 28 年 11 月 7 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(4) 契約限度額

本業務の契約上限額は、4,968,000 円（税込）とする。

(5) 業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

(6) 担当

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町 59 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階

静岡県後期高齢者医療広域連合 総務室

TEL : 054-270-5520 FAX : 054-272-3312

E-mail : jimukyoku@shizuoka-ki.jp

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。同一人が代表者（受任者含む。）となっている法人等が、本件プロポーザルに同時に参加していないこと。

(5) 静岡県内いずれかの市町において入札参加資格を有している者であること。

3 スケジュール

○仕様書等の交付	平成28年9月27日（火）
○参加表明書等の提出期限	平成28年10月5日（水）午後5時まで
○質問受付期限	平成28年10月5日（水）午後5時まで
○質問回答	平成28年10月7日（金）午後5時まで
○提案書等の提出	平成28年10月18日（火）午後5時まで
○プレゼンテーション	平成28年10月24日（月）
○結果通知	平成28年10月27日（木）までに通知
○契約締結	平成28年11月7日（月）

4 仕様書等の交付

(1) 交付期間

平成28年9月27日（火）から平成28年10月5日（水）午後5時まで

(2) 交付場所

静岡県後期高齢者医療広域連合ホームページ（<http://www.shizuoka-ki.jp/>）に掲載する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

平成 28 年 10 月 5 日（水）午後 5 時まで（郵送の場合は 10 月 5 日午後 5 時必着）

(2) 提出先

上記 1 の(6)のとおり

(3) 提出方法

提出書類は持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。

なお、送付後直ちに、担当まで確認の電話連絡をすること。

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 2 号）

(5) 参加資格の結果通知

平成 28 年 10 月 7 日（金）までに、参加資格確認結果通知書により通知する。

6 内容等についての質問及び回答

(1) 質問の受付は、平成 28 年 10 月 5 日（水）午後 5 時（必着）までとする。

(2) 質問は、持参、郵送、電子メール又は FAX いずれの方法でも可とし任意の様式とする。

なお、送付後直ちに、担当まで確認の電話連絡をすること。

(3) 質問文章には、会社名、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記すること。

(4) 質問に対する回答は、平成 28 年 10 月 7 日（金）までに、本プロポーザルに参加する全ての者に電子メールで回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提出期限

平成 28 年 10 月 18 日（火）午後 5 時まで（郵送の場合は 10 月 18 日午後 5 時必着）

(2) 提出先

上記 1 の(6)のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(4) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

- ・プレゼンテーションは、この提案書に基づいて実施するものとする。
- ・提案事業者の実績及び工程表に加え、仕様書を確認の上、別記1システム機能要件に沿って提案書を作成すること。
- ・見積書に記載のない費用が発生する場合、その費用を記載すること。

イ 見積書（任意様式）

- ・見積金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・平成29年2月1日から平成33年3月31日までの50月分について作成すること（50月分の総額も記載すること。）。
- ・例規の制定・改定は年6本（契約期間中30本）とすること。
- ・単価料金となる部分については、単価を記載すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本11部

(6) その他

正本には、会社印及び代表者印を押印すること。

8 ヒアリングについて

提案書提出後、内容について確認するため、必要に応じてヒアリングを実施する。

9 プレゼンテーション

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの日時及び場所

平成28年10月24日（月）

開始時間及び場所については、参加者に別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間

1者当たり60分程度（プレゼンテーション45分、残り時間を質疑応答とする。）

(3) 出席者

説明は、提案書の作成者とする。（3名以内）

(4) 使用備品

パソコン、プロジェクタ等の機材は提案者にて用意すること。

(5) その他

提案するシステムを使用して例規の改正作業等に関するデモンストレーションを必ず実施すること（システムの基本操作、例規の改廃の操作、改正文及び新旧対照表の出力、その他のシステム機能等）。

また、静岡県後期高齢者医療広域連合の実情を踏まえ、自社の製品の特長、サービス、アピールポイントを中心に説明すること。

10 選考方法

- (1) 静岡県後期高齢者医療広域連合プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、最も評価の高い者を契約予定者とし、業務内容、金額等について協議の上、随意契約により契約を締結するものとする。最も評価の高い事業者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。ただし、最も評価の高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を契約予定者としてすることとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を決定する。
- (2) 提案書の内容、プレゼンテーションの内容、見積書による価格について審査する。
- (3) 評価結果は参加者に個別に通知するとともに、全体の評価結果についても他の参加者が特定されない形で公表する。

11 契約に関する事項

- (1) 契約の締結に当たっては、別途契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (4) 契約及び業務の進め方については、採用となった事業者と別途協議する。

12 失格条件

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 虚偽の内容が記載された提案書を提出した者
- (2) 提案書を指定された方法以外の方法で提出した者
- (3) 提出期限内に提案書を提出しなかった者
- (4) 指定された機会以外の機会に、審査委員会の委員に対し、提案書の特定に関して直接又は間

接を問わず連絡を取ろうとした者

- (5) 暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者

13 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (4) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。